

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）土地区画整理事業の変更（京都市決定）

都市計画西京極地区土地区画整理事業を廃止する。

理由

長年にわたり事業に着手していない土地区画整理事業の施行区域について，社会経済状況や土地利用状況等の変化を踏まえ，必要性や実現性等の観点から検証を行った結果，廃止と評価した土地区画整理事業の施行区域を廃止するものである。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）土地区画整理事業の変更（京都市決定）

都市計画太子地区土地区画整理事業を次のように変更する。

名称		太子地区土地区画整理事業		
面積		約 2 0 . 8 h a		
公共施設の配置	道路	種 別	名 称	これらについては,別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	3・3・129 御池通	
			3・4・161 西小路通	
			Ⅱ・Ⅲ・56 葛野中通	
		区画道路	7・3・115 三条通	
			7・6・116 下刑部町通	
	—			
	公園及び緑地	—		
	その他の公共施設	種 別	名 称	これらについては,別に都市計画において定めるとおりとする。
		下水道	京都市公共下水道	
都市高速鉄道		1 京都市高速鉄道東西線		
—				
宅地の整備		—		

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由

長年にわたり事業に着手していない土地区画整理事業の施行区域について，社会経済状況や土地利用状況等の変化を踏まえ，必要性や実現性等の観点から検証を行った結果，廃止と評価した土地区画整理事業の施行区域を廃止するものである。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）土地区画整理事業の変更（京都市決定）

都市計画太秦地区土地区画整理事業を廃止する。

理由

長年にわたり事業に着手していない土地区画整理事業の施行区域について、社会経済状況や土地利用状況等の変化を踏まえ、必要性や実現性等の観点から検証を行った結果、廃止と評価した土地区画整理事業の施行区域を廃止するものである。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）土地区画整理事業の変更（京都市決定）

都市計画伏見地区土地区画整理事業を廃止する。

理由

長年にわたり事業に着手していない土地区画整理事業の施行区域について、社会経済状況や土地利用状況等の変化を踏まえ、必要性や実現性等の観点から検証を行った結果、廃止と評価した土地区画整理事業の施行区域を廃止するものである。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）土地区画整理事業の変更（京都市決定）

都市計画松ヶ崎地区土地区画整理事業を廃止する。

理由

長年にわたり事業に着手していない土地区画整理事業の施行区域について、社会経済状況や土地利用状況等の変化を踏まえ、必要性や実現性等の観点から検証を行った結果、廃止と評価した土地区画整理事業の施行区域を廃止するものである。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）土地区画整理事業の変更（京都市決定）

都市計画山科東部地区土地区画整理事業を廃止する。

理由

長年にわたり事業に着手していない土地区画整理事業の施行区域について、社会経済状況や土地利用状況等の変化を踏まえ、必要性や実現性等の観点から検証を行った結果、廃止と評価した土地区画整理事業の施行区域を廃止するものである。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）土地区画整理事業の変更（京都市決定）

都市計画洛北第一地区土地区画整理事業を次のように変更する。

名称		洛北第一地区土地区画整理事業			
面積		約 8 4 . 7 h a			
公共施設の配置	道路	種 別	名 称		これらについては、別に都市計画 において定めるとおりとする。
		幹線街路	3 ・ 4 ・ 1 7 6	上高野岩倉線	
			3 ・ 5 ・ 1 3 0	宝池通	
			3 ・ 5 ・ 1 3 5	大原通	
			I ・ III ・ 3 4	修学院幡枝線	
	—				
	公園及び緑地	種 別	名 称		これらについては、別に都市計画 において定めるとおりとする。
		広域公園	9 ・ 6 ・ 4 6	宝池公園	
		街区公園	1 6 2	幡枝公園	
			1 6 3	下在地公園	
			1 6 4	鷺公園	
			1 6 5	薩田公園	
		緑地	8	岩倉緑地	
	—				
	その他の 公共施設	種 別	名 称		これらについては、別に都市計画 において定めるとおりとする。
		下水道	京都市公共下水道		
		都市高速 鉄道	京都市高速鉄道烏丸線		
駐車場		国際会館駅自転車駐車場			
—					
宅地の整備		—			

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由

長年にわたり事業に着手していない土地区画整理事業の施行区域について、社会経済状況や土地利用状況等の変化を踏まえ、必要性や実現性等の観点から検証を行った結果、廃止と評価した土地区画整理事業の施行区域を廃止するものである。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）土地区画整理事業の変更（京都市決定）

都市計画洛北第二地区土地区画整理事業を次のように変更する。

名称		洛北第二地区土地区画整理事業			
面積		約 5 3 . 3 h a			
公共施設の配置	道路	種 別	名 称		これらについては,別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	3・4・176	上高野岩倉線	
			3・5・130	宝池通	
			Ⅱ・Ⅲ・114	幡枝葵森線	
			Ⅱ・Ⅲ・116	岩倉中通	
	地区の外郭を形成する都市計画街路と区画街路の相互間の連絡を容易にする幅員 10mの準幹線街路及び幅員 6 m～8 mの区画街路を計画的に配置する。				
	公園及び緑地	種 別	名 称		これらについては,別に都市計画において定めるとおりとする。
		近隣公園	3・3・265	西河原公園	
		街区公園	2・2・253	中下在地公園	
			2・2・262	西河原北公園	
近隣公園及び街区公園を地区面積の 3 % (約 1.5ha) 確保し, 総合的誘致距離を考慮して配置する。					
その他の公共施設	種 別	名 称		これについては,別に都市計画において定めるとおりとする。	
	下水道	京都市公共下水道			
	水路系統の整備を図るとともに, 一級河川岩倉川及び長代川の河川改修計画に適合した配置をする。				
宅地の整備		本地区は, 第一種住居専用地域及び風致 (第三種地域) 地区に指定されており, 居住環境の保全と調和を図りつつ, 合理的土地利用を確保する。 街区の規模は, 100m×50m を標準に住区を形成する。			

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由

長年にわたり事業に着手していない土地区画整理事業の施行区域について、社会経済状況や土地利用状況等の変化を踏まえ、必要性や実現性等の観点から検証を行った結果、廃止と評価した土地区画整理事業の施行区域を廃止するものである。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）土地区画整理事業の変更（京都市決定）

都市計画洛北第三地区土地区画整理事業を次のように変更する。

名称		洛北第三地区土地区画整理事業		
面積		約 3 2 . 6 h a		
公共施設の配置	道路	種 別	名 称	これらについては,別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	Ⅲ・Ⅳ・ⅠⅠⅣ 幡枝中通	
			Ⅱ・Ⅲ・ⅠⅠⅣ 幡枝葵森線	
	幅員 6m～8m の区画街路を計画的に配置する。			
	公園及び緑地	街区公園を地区面積の 3 % (約 1.0ha) 確保し, 総合的誘致距離を考慮して配置する。		
	その他の公共施設	種 別	名 称	これについては,別に都市計画において定めるとおりとする。
下水道		京都市公共下水道		
水路系統の整備を図るとともに, 一級河川長代川の河川改修計画に適合した配置をする。				
宅地の整備		本地区は, 第一種住居専用地域及び風致(第三種地域)地区に指定されており, 居住環境の保全と調和を図りつつ, 合理的土地利用を確保する。 街区の規模は, 100m×50m を標準に住区を形成する。		

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由

長年にわたり事業に着手していない土地区画整理事業の施行区域について,社会経済状況や土地利用状況等の変化を踏まえ,必要性や実現性等の観点から検証を行った結果,廃止と評価した土地区画整理事業の施行区域を廃止するものである。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）土地区画整理事業の変更（京都市決定）

都市計画洛西第一地区土地区画整理事業を次のように変更する。

名称		洛西第一地区土地区画整理事業			
面積		約 7 3 . 1 h a			
公共施設の配置	道路	種 別	名 称		これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	3・3・140	久世梅津北野線	
			3・5・116	山陰街道	
			Ⅱ・Ⅱ・20	桂高校北通	
			Ⅱ・Ⅱ・22	牛ヶ瀬勝竜寺線	
	地区内の土地利用計画に従い、幅員 6m～8m の区画街路を住宅地として適合するよう配置する。				
	公園及び緑地	種 別	名 称		これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		近隣公園	225	牛ヶ瀬公園	
		街区公園	227	浅原公園	
			228	大般若公園	
229			芝ノ宮公園		
230			川原口公園		
その他の公共施設	種 別	名 称		これについては、別に都市計画において定めるとおりとする。	
	下水道	京都府桂川右岸流域関連 京都市公共下水道			
	一部湛水地区を含む関係で、広域治水計画に合わせ、寺戸川支流を新設し、用水路の整備改善を図り、地区内排水の万全を期する。				
宅地の整備		市街化区域にふさわしい土地の高度利用を勘案し、住宅地としての適正街区を形成するよう配慮しつつ、急速な開発趨勢に対処できる健全な市街地の造成を図る。			

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由

長年にわたり事業に着手していない土地区画整理事業の施行区域について、社会経済状況や土地利用状況等の変化を踏まえ、必要性や実現性等の観点から検証を行った結果、廃止と評価した土地区画整理事業の施行区域を廃止するものである。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）土地区画整理事業の変更（京都市決定）

都市計画洛西第二地区土地区画整理事業を次のように変更する。

名称		洛西第二地区土地区画整理事業			
面積		約 9 6 . 6 h a			
公共施設の配置	道路	種 別	名 称		これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	3 ・ 3 ・ 1 4 0	久世梅津北野線	
			I ・ Ⅲ ・ 1 1	国道 9 号線	
			Ⅱ ・ Ⅲ ・ 1 1 8	府道太秦上桂線	
	南北方向路線の 3 ・ 3 ・ 1 4 0 号久世梅津北野線に対する東西方向路線として幅員 12m の区画幹線街路及び幅員 6m～8m の区画街路を計画的に配備する。				
	公園及び緑地	種 別	名 称		これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		近隣公園	3 ・ 3 ・ 2 6 1	上桂公園	
		街区公園	2 ・ 2 ・ 2 5 4	池尻公園	
			2 ・ 2 ・ 2 5 5	徳大寺公園	
			2 ・ 2 ・ 2 5 6	清水公園	
			2 ・ 2 ・ 2 5 7	上野北公園	
			2 ・ 2 ・ 2 5 8	上野東公園	
2 ・ 2 ・ 2 5 9			北村公園		
2 ・ 2 ・ 2 6 0			東ノ口公園		
2 ・ 2 ・ 2 7 2			中溝公園		
その他の公共施設	種 別	名 称		これについては、別に都市計画において定めるとおりとする。	
	下水道	京都府桂川右岸流域関連			
		京都市公共下水道			
根幹用水路である洛西用水路を整備し、地区内用排水の整備改善を図る。					
宅地の整備		周辺の開発動向は顕著なものがあり、これに対処すべき健全な市街地の造成と土地利用の増進を図る。			
		街区配置は、住宅地としての土地利用計画を勘案し、適正街区となるように企図する。			

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由

長年にわたり事業に着手していない土地区画整理事業の施行区域について、社会経済状況や土地利用状況等の変化を踏まえ、必要性や実現性等の観点から検証を行った結果、廃止と評価した土地区画整理事業の施行区域を廃止するものである。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）土地区画整理事業の変更（京都市決定）

都市計画洛西第三地区土地区画整理事業を廃止する。

理由

長年にわたり事業に着手していない土地区画整理事業の施行区域について、社会経済状況や土地利用状況等の変化を踏まえ、必要性や実現性等の観点から検証を行った結果、廃止と評価した土地区画整理事業の施行区域を廃止するものである。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）土地区画整理事業の変更（京都市決定）

都市計画上鳥羽南部地区土地区画整理事業を次のように変更する。

名称		上鳥羽南部地区土地区画整理事業			
面積		約 1 5 1 . 0 h a			
公共施設の配置	道路	種 別	名 称		これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		自動車専用道路	1 ・ 4 ・ 7	油小路線	
		幹線街路	3 ・ 3 ・ 1 3 2	向日町上鳥羽線	
			3 ・ 4 ・ 7	京都八幡線	
			広域 4	油小路通	
			I ・ III ・ 3 0	大宮通	
			II ・ II ・ 8	塔ノ森吉祥院線	
	幅員 3m～8m の区画道路を計画的に配置整備し、土地利用の増進を図る。				
	公園及び緑地	種 別	名 称		これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		近隣公園	3 ・ 2 ・ 2 5 0	東向公園	
街区公園		2 3 1	山ノ本公園		
		2 ・ 2 ・ 2 4 5	鍋ヶ淵公園		
		2 ・ 2 ・ 2 4 6	岩ノ本公園		
		2 ・ 2 ・ 2 4 7	清井公園		
		2 ・ 2 ・ 2 4 8	奈須野公園		
緑地		2	鴨川緑地		
その他の公共施設	種 別	名 称		これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。	
	下水道	京都市公共下水道			
	都市高速鉄道	近畿日本鉄道京都線			
宅地の整備		土地利用計画としては、旧大阪街道沿いを住居地域に、その他を工業地域に予定しており、街区は住居地域で 50m～100m、工業地域で 100m～200m を標準とし、整地は原則として行わない。			

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由

長年にわたり事業に着手していない土地区画整理事業の施行区域について、社会経済状況や土地利用状況等の変化を踏まえ、必要性や実現性等の観点から検証を行った結果、廃止と評価した土地区画整理事業の施行区域を廃止するものである。